

【1か月の自己負担限度額】

後期高齢者医療保険

区分	所得区分	外来	外来+入院	多数回該当 (4回目以降)
		(個人単位)	(世帯単位)	
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%		140,100円
	Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%		93,000円
	I 課税所得145万円以上	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%		44,400円
一般Ⅱ		18,000円	57,600円	
一般Ⅰ				
低所得者Ⅱ		8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ			15,000円	なし

- ・所得は前年の所得になります(1~7月診療分は前々年の所得になります)
- ・住民税課税所得は、総所得金額等から各種所得控除額を差し引いた額のことです
- ・年間(8月から翌年7月)の外来の限度額は144,000円です(一般Ⅰ・Ⅱ、低所得者Ⅰ・Ⅱ)
- ・低所得者Ⅱは、**世帯全員が住民税非課税**で、低所得者Ⅰ以外の方となります
- ・低所得者Ⅰは、**世帯全員が住民税非課税**で、その世帯全員の各所得が0円(年金所得は80.67万円控除した額、給与所得のある方は、所得税法により算出した給与所得の金額から10万円控除した額)となる世帯の方になります